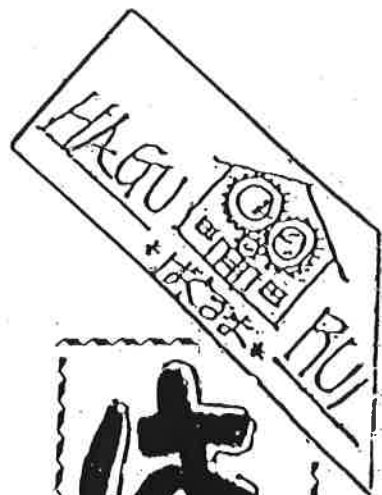


届くか障害者の声

4/6, 600人の報告



はぐるま

No. 9
2005年5月20日
はぐるまの会
発行：事務局

5/12 「障害者自立支援法」を
考えるみんなのフォーラム

「聞いてください、

私たちのこえ」

東京日比谷に全国から、六千六百人が集結各マスコミの紙面にも大きく取り上げられました。上記は朝日新聞の見出しです。はぐるまからは、四人の職員が参加してきましたので、報告します。

《野外音楽堂にて》

野外会場では、たくさんののぼり旗や横断幕に取り囲まれた中を、三千人を越す参加者が全国から集まりました。

午前中は、当事者の方たちの訴え、午後は大学教授の方たちのシンポジウムでした。とりわけ話題の中心は、定率負担（応益負担）に関してであり、「車椅子や補聴器は障害を持った人にとっては、足であり耳そのものである。当たり前に行くこと、「コミュニケーションを取ることに金を払うか？」「作業所でもらう工賃より多い額を負担額として払わなくてはならなくなる。厚生省の人は自分の給料より高いお金を払って仕事をするのか!!」「自分も結婚して幸せに暮らしたい。自分で稼いだお金は、彼女

のプレゼントに使いたい」など、それぞれの立場で、率直な意見が出されました。

午後の部では、「親族からの経済的、精神的自立こそ、本当の自立である。今回の法案はそれに逆行する『自立破壊法』である」「憲法25条ですべての国民に健康で文化的な必要最低限の生活をする権利が保障されている。食事をしたり、普通に地域に生きることは、国として保障するものであり、お金で買えるものではない。仮にこの法案が通ったとしても、違法であるとして訴えてもいいのではないか」などの意見で会場は大いに盛り上がりました。

実は、この会場の目と鼻の先に、厚生労働省のあるビルが建っています。この日の声は、当然その職員にも届いていたはず。何日も前から座り込んで、ハンガーストライキをしている団体、のぼりを立て、ハンドマイクでビルの中の省庁の人々に訴える団体など、怒号が響いていました。

そして、会の終わった後には、デモ行進の長い列ができていました。

私の感想は、憤りというよりも、むしろ虚しさのほうが強かったように思います。弱いものを救うことのできない、しようもない国、成果主義、利己主義を助長している国には、どんな未来があるのでしょうか。そこに希望がないのであれば、我々がその種を植えるしかありません。

今回の集会では、強い気持を持って、自分達が生活する住みよい国をつくっていかうとする運動の、重要さが実感できました。また本気の思いを持った人間の力強さに圧倒されました。

この日の集会が、新法設立において、必ずや何らかの形で、反映されるに違いない、という気持ちにさせられました。

私自身、この法案がはぐるまの仲間たちに、具体的にどう関係してくるか、勉強しなければなりません、仲間たちも含め、

関わっている全ての人が、変わろうとしている福祉制度のことを少しでも知り、力を合せて行動を起こさねばならないと感じています。

《第二はぐるま職員・金田記》

2005年5月12～13日

しょうがいしゃ ちいきせいかつ かくりつ もと
障害者の地域生活の確立を求める

ぜんこくだいこうどう
全国大行動



ヨーク聞いてきました

「障害者自立支援法」

日比谷公会堂で開かれた障害者自立支援法案を考える集会に参加しました。

この法案は、障害者の地域生活を支援することを目指す、今国会において本格的に審議が始まっています。

障害者福祉サービスの新しい枠組みとして関心も高く、会場には全国から障害当事者やその家族、関係者など6600人が集まりました。

午前中は、身体、知的、精神の主要7団体の代表によるシンポジウム、午後は各政党議員によるシンポジウムでした。

各団体の最大の論点は、新たな利用者負担方式の導入（定率負担）についてでした。現在の負担方式は、どんなにサービスを受けても収入に応じて負担をすればよい（応能負担）ですが、今回の法案では、障害者には受けたサービスに応じて、原則一割が負担として課されることとなります。（定率

負担）また、本人が負担できない場合には家族にもその負担が及び扶養義務制度の創設が示されました。これが今、障害者当事者や団体等から大問題視されています。

背景には、770兆円という膨大な借金財政の中で、増え続けるサービス量を抑えたいという国の狙いがあります。

厚生労働省は、「必要なサービスを確保するためには、費用をみんなで負担し、障害者も制度を支える仕組みが欠かせない」と強調しています。この問題に関してシンポジウムでは、「もちろん障害者が特別扱いではないとは思っていない。きちんとした収入があれば、堂々と払いたい」、「年金、工賃で月10万円前後。その上さらに1割の定率負担では暮らせない。自立支援法の名に逆行している。」「どうしても導入するなら、障害者が働ける環境作りや、障害年金の引き上げなど、所得保障が大前提だ!」との意見が大多数でした。

ただ、一部の団体からは、「反対ばかりで

は進まない。国の財政も逼迫している中、福祉が普遍化し、サービス利用者もどんどん増えている。多くの利用者にサービスを保障していくためには、障害者も費用を負担し、持続的に制度を維持してきながら、この法律をよりよくしていくことも大切だ。」と、この法案に関して前向きに捉えていく意見もありました。

私は、今回の法案に関しては、二つの問題点を感じました。

一つ目は一年足らずの短期間に当事者の声をほとんど反映せず、拙速に話が進められてしまったこと。そのために大きな問題点が指摘され、反対が起こっています。当たり前の話ですがもっと時間をかけて、当事者を含めて検討していく必要性を感じました。

二つ目は、国の借金財政を引き締めるため、低所得の社会的に立場の弱い障害者に定率負担制度を入れたこと。定職に就き、毎月きちんとした収入があって定率負担で

きる人はもちろん払うべきだと思います。

ただ、年金や、工賃だけの月十万円前後の収入しかない、大多数の低所得層の障害者までもが、サービス費用の原則一割の定率負担というのは、どう考えてもおかしいと感じます。また、家族の扶養義務負担も検討されているというのは、それだけ、障害者はますます、サービスを使いつらくなります。障害者が地域で自立する理念を掲げているはずのこの法案の大きな矛盾を感じます。

障害者の人権に大きく関わるだけでなく、今後の障害者福祉を左右するこの法案を、改めてもう一度考え直すべきだと思います。集会中、「一部の構成員をしめ出す社会は弱くて脆い社会である」という国連の言葉が引用されました。日本は、障害者に必要な支援をしない弱くてもろい国になろうとしていると感じざるを得ませんでした。

《はぐるま共同作業所職員 倉科記》

明るい未来を切り開くために

今回のフォーラムで私自身、それぞれの障害によって障害者個人が求めているニーズ（要望や目標）がそれぞれまったく違っているということを知れたことが一番の勉強でした。

例えば、視覚障害者には自立歩行、透析の患者さんは特別食と医療費、車椅子の方は介護など、彼らが生きる上で必要不可欠なものは、それぞれ違っているのです。

そして、これからの障害者の未来を考える上で大切なのは、個々の障害の個性を理解した上で、障害者全体を大局的に見直していく視点なのではないかと思いました。そのためには団体間のつながりを積極的に持ち、個々の団体が少なからず持っている壁を打ち破っていかなくては、これからの障害者の未来を、明るい方向へ変えていく原動力を、作り出すことは出来ないのではないかと思いました。

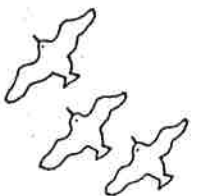
《はぐるま工房職員 星出記》

名ばかりの「自立支援」法

会場となった日比谷公会堂は、平日にもかかわらず人々で溢れていて、この法案に対する関心の高さを感じました。

会場では利用者本人や家族、各団体や施設関係者の訴えを聞き、本法案で評価できる点は、今まで他の障害と区別されていた精神障害者が、身体・知的と一元化されるという面でのただ一点のみで、その他のことに関しては明らかに後退しているということを感じました。また、難病や発達障害など、いわゆる「谷間の障害」と言われている人達も対象とされていません。

特に問題なのが本法案は財政的な問題を解決するためだけにつくられていて、障害者や家族の生活や環境を全く考慮していません。生きていくための権利（福祉）を、その人が受けたサービスと位置付けて、利用額の一割を請求する（応益負担）などの問題です。所得保障のないところに何故応



何故応益負担なのか？ まず障害者の所得保障が先決ではないか？ ということ。

将来を見越しての法案づくりが必要なのに、その為の論議が全くされていない。今回の法案はたった四ヶ月の未公開の議論で国会に提出されているという点も、あまりにも乱暴だと感じます。このままでは今年の六月にも法案化されそうです。

各団体でこの問題点に対して、受け止め方に格差はありましたが、はぐるまの良さ・らしさを残していくために、はぐるまの会も各団体とのより深い連携や運動、利用者本人や家族が大切な時期にきていることを実感しました。

《はぐるま管工舎職員 福田記》

はぐるまの活動を支える若手職員たちの、このような貴重な体験を是非、はぐるまのため、大きくは日本の社会福祉のために生かして欲しいと願います。



支援センターより

障害者程度区分認定試行事業が

いよいよ始まる

市町村レベルで、障害者程度区分認定試行事業のスケジュールが出されました。

これは、障害者に『介護保険法』に順じた方法で障害区分をつけ、その区分によって、給付額やサービス量が決められていきます。

しかもその区分によって、軽度のグループホームの入所になるのか、重度のケアホームの入所になるのか、ふるい分けされます。

『介護保険法』は今のところ、六段階(要支援も含め)に区分分けされているが、

『障害者自立支援法案』は『介護保険法』と同じ六段階になるかは、まだ決定されていません。区分分けするには、全国共通の調査項目(100以上)を使い、一次判定はコンピュータではじきだされ、介護給付を希望する場合は、二次判定に持っていく

ます。

十八年一月に仲間たちは区分認定されま

試行され、同じ方法で始まったが、いろいろな問題や課題が出ています。

今回はどうでしょうか、適切に対応できるのでしょうか。

昨年十月厚生労働省から、『障害者福祉改革のグランドデザイン案』の発表があり、現在の『障害者自立支援法』に至るまで本当に短い期間で進められています。

これからの厚生労働省からのスケジュール案も矢継ぎ早に出てくるでしょうから、我々も学習会や集会などに参加しながら、逐一情報を集めてお知らせします。

ソニーエバ 思い出した

支援費制度が始まった二年前

おびただしい制度の説明書(薄い紙代)とたびたび開かれる説明会(作業所を飛び出して駆け巡る)の嵐の中で、仲間たちの区分認定を短時間で行いました。あれからたった二年、国の政策の中で、現場は... 仲間は...



※ がんばって読んで頂きありがとうございます。いつも堅い内容ですみません。次回は楽しい仲間の話題など掲載します。